

# 水道の基本料金を3か月間減免します

東栄町では物価高騰に対する町民及び事業者の皆様への支援として、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、水道の基本料金を3か月間減免します。

## 減免対象者

東栄町の水道を利用している世帯及び事業者（官公署の施設を除く）

## 減免する期間

令和8年1月から令和8年3月ご請求分（令和7年12月から令和8年2月使用分）

## 実施方法

対象期間の水道料金から基本料金を差引いて請求しますので、検針票をご確認ください。  
なお、減免の手続きは不要です。

今回の減免は、検針票に記載されている「対象月」が、「令和7年12月」、「令和8年1月」、「令和8年2月」の分が対象となります。「令和7年12月」については検針時期の関係で、検針票に基本料金が記載されている場合がありますが、ご請求時に減免を反映しますのでご了承ください。

<対象月>	令和7年11月	令和7年12月	令和8年1月 減免期間	令和8年2月	令和8年3月
<ご請求月>	12月	1月	2月	3月	4月

## 一般家庭の減免額（1か月分）※メーター口径により減免額が異なります。

例：口径13mmの場合 1,309円 口径20mmの場合 1,353円

## ●お問い合わせ先●

東栄町 生活環境課 上下水道係

電話 0536-76-0504

受付時間 8:30~17:15

（土日祝日・12月27日~1月4日を除く）